

## 9. 特定健診・特定保健指導

これまでの取扱い

老人保健法による健診等

基本健診  
(40歳以上)

市町村(公費負担:国1/3県1/3)

歯周疾患検診  
骨粗鬆症検診  
健康教育、健康相談等

市町村(公費負担:国1/3県1/3)

がん検診  
※平成10年度に一般財源化した後は、法律に基づかない事業として市町村が実施

医療保険各法による健診等  
健診等の努力義務

医療保険者(市町村国保・被用者保険)

労働安全衛生法による健診等

健診の実施義務  
その他の保健事業の努力義務  
事業者(雇用主)

平成20年度からの取扱い

健康増進法による保健事業

歯周疾患検診  
骨粗鬆症検診  
健康教育、健康相談等

市町村(公費負担:予算の範囲内)

がん検診  
(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん)  
市町村

高齢者医療法による健診・保健指導

糖尿病等の生活習慣病に着目した  
特定健診査・特定保健指導・健診通知  
(40歳以上)

※他の保健事業も医療保険各法により努力義務  
医療保険者  
(公費負担:市町村国保 国1/3 県1/3 その他被用者保険 予算の範囲内)

「健康増進計画」／「健診の実施等に関する指針」による総合調整

健診の実施義務  
その他の保健事業の努力義務  
事業者(雇用主)

## ① 10. 健診・保健指導の在り方に関する検討会

## 【開催目的】

- ・ 健康日本21に次ぐ国民健康づくり運動のプランの策定状況を踏まえ健診検査等の内容等の見直しについて検討。
  - ・ 特定健診・保健指導について、制度の運営状況や、新たな知見を踏まえ、その実施内容や実施手法等について検討。

【構成員】

授領域學護看分野地域看護學專攻看護學會常任理事會協同大學護學院院協同日本社會福祉人法團國際醫社益社

事務理常務會士

# 健診・保健指導の在り方に関する検討会②

## 【これまでの開催実績】

第1回 12月7日

- 健診・保健指導の在り方に関する検討の進め方にについて
- 健診・保健指導の課題についての検討
- ・ 健診・保健指導に関する研究・調査のレビュー
- ・ 「保険者検討会」における議論の紹介

第2回 12月27日

- 特定健診・保健指導ににおける腹囲基準の在り方にについて
- 特定保健指導の対象とならない者への対応について
- HbA1cの国際基準への対応について
- 次期国民健康づくり運動プラン策定に関する検討状況について

## 【今後のスケジュール】

1月～2月に2回開催予定

第3回 未定

- 次期国民健康づくり運動プランや各計画の骨子を踏まえた検討項目について
- 特定健診・保健指導の課題について

第4回 未定

- 各計画・プランへの検討内容の反映方針について
- 中間的なまとめ

※ 平成24年度以降も随時開催

# 【参考】保険者による健診・保健指導等に関する検討会

- 医療保険者における特定健診・保健指導の提供方法等の今後のあり方にについて検討。
- 昨年4月に設置され、これまでに6回開催。

## 【主な検討内容（健康局に関わるもの）】

### ○腹囲の基準について

現在、男性：85cm、女性：90cmとなっている特定保健指導対象者の階層化基準について、関係学会から参考人を招き議論。主な論点としては、

- ① 現行の腹囲基準の妥当性（特に女性の腹囲基準について）
- ② 腹囲基準に該当しない（非肥満の）リスク保有者に対する対策

### ○特定保健指導のポイント制について

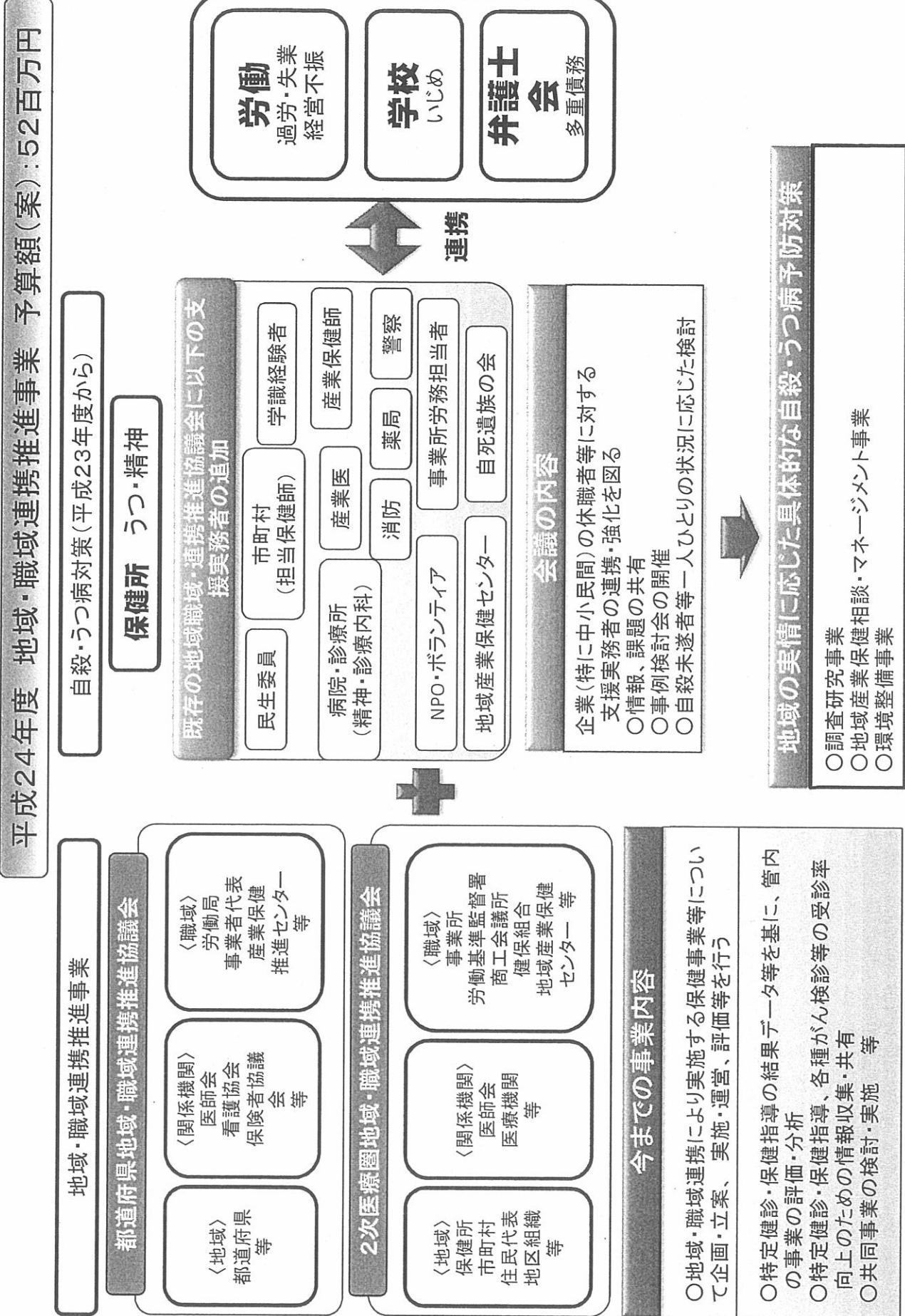
ポイント制（積極的支援の180ポイント）が柔軟できめ細かな支援を妨げているのではないかとの観点から議論。

- ① より現場の保健師等の創意工夫を発揮できる方法がないか
- ② 特に、直営と委託で異なるポイントを設定することはどうか、等について意見があった。

### ○特定健診受診日に特定保健指導の初回面接を実施可能とする方策について

- ・ 特定保健指導の実施率向上に向けた、初回面接者と6か月後評価者が同一人でなければならぬとする要件等の見直しを行う方向について、了承を得た。

## 11. 地域・職域連携推進事業について



## 12.【新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～】

(平成23年2月)

### 理念

- ① 保健師は、人間の生命、健康、生活に深く関わる職業であり、住民(労働者)の健やかな暮らしと、生活者としての価値観及び人権を尊重することを基本とし、その基本的知識・技術及び倫理観は生涯にわたって研鑽されるべきものである。新人保健師研修においては、専門職業人として成長する上で生涯にわたり自己研鑽を積む基本姿勢を育成することが重要である。
- ② 新人保健師研修は、基礎教育で学んだ知識・技術を土台に、実践活動を通して、保健師活動の基本的視点を形成するための基礎となる研修である。
- ③ 新人保健師を支えるたためには、指導者のみならず全職員が新人保健師に关心を持ち、皆で育てるという組織文化の醸成が最重要である。特に、保健師の活動の場が広がる中、どのような体制下においても保健師に必要な視点を十分育成できることは不可欠である。このガイドラインは新人保健師に求められる基本的能力と、その能力を育成するために必要な体制等を示すと同時に、新人保健師育成を通して周囲の職員が共に成長することを目指すものである。なお、周囲の職員とは、保健師以外の職種も含めて組織を構成する職員を指すものとする。

### 特徴

#### 到達の目安を示している

- 新人保健師の到達目標として、1年以内に経験し修得を目指す項目とその
- 研修体制や研修方法は、各所属機関の特性、研修に対する考え方、職員の構成等に合わせて行えるように、研修体制、研修方法、研修プログラム、技術指導の例を参考として示しているなどです。